

第8回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年7月2日（木）15:40～16:29

2. 場所：合同庁舎4号館12階1208会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、大石佳能子、大槻奈那、大橋弘、
佐久間総一郎、高橋滋

○司会 それでは、時間になりましたので、ただいまから第8回規制改革推進会議本会議後の小林議長、高橋議長代理及び各ワーキング・グループの座長による記者会見を始めたいと思います。

まず初めに、小林議長からお言葉をいただきたいと思います。お願いします。

○小林議長 どうも皆さんこんにちは。御苦労さまでございます。

第8回の規制改革推進会議がただいま開かれまして、先ほど安倍総理に答申をお渡しいたしました。

昨年10月以降、約8か月間で、各ワーキング・グループを含めまして80回以上の会議を開催いたしました。10月、成長戦略の実現、未来を支える人材の育成、人手不足経済への対応、行政サービスの効率化、この4つの観点から審議を行い、改革事項を取りまとめたわけでございます。

今回の答申で特に重点を置きましたのは、コロナ対策を含むデジタル化への対応でございます。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、4月1日にタスクフォースを立ち上げまして、オンライン診療やオンライン教育の活用に向けた議論を行いました。また、テレワークの推進のため、書面・押印・対面主義の徹底した見直しを議論いたしました。

デジタル化時代に向けて、経済、社会を変えていくためには、そして今回のコロナ危機を変革への契機に転換していくためには、抜本的な規制改革を確実に実現していく必要がございます。そういう思いで答申を取りまとめたわけでございます。

答申と併せまして、前回の会議6月22日で取りまとめましたデジタル時代の規制・制度についての会議決定と、書面規制、押印、対面規制に関するこれまでの見直しの結果及び今後の取組につきましても、総理にお渡しいたしました。

総理からは、デジタル時代の到来を踏まえ、従来型の規制制度を大きく変革していく。ポストコロナの未来をしっかりと見据えながら、新しいテクノロジーを徹底的に活用できるよう、必要な規制改革を集中的に実施していく。それに書面・押印・対面規制の見直しにつきましては、確実かつ速やかに結果を出すことが重要であるというお話がございまして、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しにつきましては、今後、各府省の規制・制

度を取り上げ、具体的な改革の議論を進めていくということでございます。また、書面・押印・対面規制の見直しにつきましては、各府省に対しまして、年内に全ての行政手続を点検して、法令等の改正を行うように求めていく計画でございます。

それでは、各ワーキング・グループの座長から、答申のポイントを簡便に御説明させていただきたいと思っております。

○司会 それでは答申の順番で、まずは大橋座長からお願いします。

○大橋座長 承知いたしました。

成長戦略ワーキング・グループ座長の大橋と申します。

成長戦略分野の答申について、若干お時間をいただいて御説明いたします。

成長戦略分野では、我が国の生産性向上や持続的な経済成長のため、デジタル時代に対応した規制の見直しを行いました。

まず、（１）デジタル時代の規制・制度の在り方についてです。こちらは前回の6月22日の規制改革推進会議において決定した考え方の要点を記載するとともに、今後の取組事項を盛り込んでいます。

今後、特定の技術・手法の義務づけの見直し、そして対面・書面規制の見直し、3番目に業規制の見直し、4番目に柔軟な規制体系への見直しなどの基準に従って、重点的な項目を定めて見直しの議論を行う予定です。また、規制を新設、変更する際には、デジタル化を踏まえた制度設計となっているか、事前の評価を行う標準的な手続を整備することとされています。

次に、（２）デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検についてです。

具体的には、インフラ施設点検において、ドローンやセンサーなどの新技術やデータの利活用が進むよう、点検要領等の見直しや、活用可能な技術を掲載したカタログ等の整備、データベースの構築などを検討するよう、各インフラ所管省庁に求めています。

さらに、ドローンの利活用に向けた環境整備として、航空法などに基づく手続や電波利用に当たっての手続の簡素化などを図ることとしています。

次に、（３）データ駆動型社会に向けた整備・連携・オープン化についてです。

交通分野については、国交省が作成したMaaS関連データの連携に関するガイドラインの実効性を担保するため、データフォーマットやAPIの標準化のための検討の場を設けるほか、各交通分野においてデータ整備、連携に必要な制度整備の検討を促してまいります。

不動産分野については、市場の透明性や信頼性の向上による市場活性化のため、レインズの登録必須項目の充実及び登録期間の短縮などについて検討いただくことを求めています。

続いて、（４）新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方についてです。

今般、新型コロナウイルス感染拡大により、他者との接触の機会を減らすことが求められている中、株主総会に向けた決算、監査の作業が遅れているとの声があったことから、各制度を

活用しやすくすることで感染防止、負担軽減が図れるよう、緊急措置を求めました。

具体的には、継続会方式で株主総会を開催する場合に、当初の総会における決議により、改選期にある役員などの任期が満了するものとして、改選及び改選登記をすることが可能であることを示すこと。そして、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象を拡大し、貸借対照表や損益計算書なども含めることといたしました。

これらは既に法務省において措置済みとなっております。

最後に（５）書面規制、押印、対面規制の見直しです。

新型コロナ感染拡大をきっかけとして、テレワークが推奨されている一方、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという事態が発生しています。

成長戦略ワーキング・グループでは、主に民間の商慣習などによる手続について議論をし、慣行による押印廃止の取組が進むよう、押印についての考え方の整理を行うことや、電子書面の活用の促進として、電子書面法の考え方について明らかにすることを求めました。

さらに、経済団体からの要望が特に多かった不動産分野、金融分野、会社法関連の分野についても早急に必要な対応を行うとともに、引き続き課題の洗い出しを行い、手続の見直しを行うことを求めています。

以上でございます。ありがとうございます。

○司会 次は、答申でいいますと19ページからの雇用・人づくり分野でございます。大槻座長、よろしくをお願いします。

○大槻座長 雇用・人づくり分野の大槻と申します。よろしくお願いいたします

当分野につきましては、未来を支えるイノベーション人材育成の環境整備及びライフステージにおいて多様な働き方や様々な働き手の就業支援という視点の下、各テーマに取り組んでまいりました。

以下10項目ございますが、かいつまんでポイントをお伝えしたいと思います。

まず、（１）イノベーション人材の環境整備です。

将来にわたり、日本があらゆる分野で世界を牽引していくためのイノベーション人材を育成するため、個別最適化された学びの環境を整備すべく、理解度や興味に応じた学年を超えた学びが許容できることをガイドライン等にまとめ、周知することなどの対応を求めました。

また、前期規制改革実施計画において決定されました世界最先端の教育環境の実現について、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても不安なく学習が継続できるようにという観点でのフォローアップを行いました。

次に、（２）大学等における多様なリカレント講座の開発促進です。

技術革新の進展等により重要性を増しているリカレント教育を推進すべく、企業等からの評価を含めたりカレント講座の運営モデルの検討や、例えば成功事例の取りまとめ、運営方法のガイドライン化などの検討も行いました。

(3) は雇用類似の働き方（フリーランス等）による相談窓口充実等の環境整備です。多様化、増加するフリーランス等の雇用類似の働き方の方々を対象に、ア、ハラスメントや契約等のトラブルなどに関して、当事者が相談できるワンストップの窓口を整備・周知し、相談支援の充実を図ること。イ、労働者性の判断基準等について、当事者が労働基準関係法令の適用関係を容易に認識できるよう、分かりやすく周知することを求めています。

(4) 企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進です。外国人材の受入れを推進するため、ア、企業のマッチング等の支援を目的に、地方の中小企業や自治体等においてモデル事業を実施し、その状況を公表すること。イ、我が国における外国人留学生の就労支援のため、外国人就労定着支援緊急事業の対象者を内定取得後の留学生等から、就職活動中の留学生等にまで拡大することなどを検討するように求めています。

(5) 高校生の就職支援です。「一人一社制」の在り方について、前期規制改革実施計画において文科、厚労省の検討会において、各自治体に対し選択肢が様々示されたのですが、ア、その選択状況について、各都道府県レベルの状況把握を行うとともに、イ、高校におけるインターンシップの活用等を推進することとしております。

(6) 保育における待機児童対策協議会の活用等です。平成29年の答申により、都道府県を中心に広域的に待機児童対策に取り組む待機児童対策協議会が設置されたところですが、ア、同協議会において効果的と認められる方策、自治体の広域連携担当者の活動内容、病児保育における広域利用における費用負担ルール等について好事例を全国の自治体に周知するほか、イ、ベビーシッターの行政手続の合理化なども求めています。

(7) 男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討です。内容は、子育てサポート企業、いわゆるくるみん認定企業におきまして、男性の育児休業取得率等の公表を促進するための方策について検討するほか、休業の取得申請期限や変更回数について、ルールの周知徹底を図るものです。

(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討です。前期の規制改革実施計画に基づき実施されました令和元年度の調査結果で一定のニーズが確認されたことを踏まえまして、現状、原則禁止とされている福祉施設等における看護師の日雇派遣に関する検討を行うものとなっております。

(9) 雇用ルール（無期転換ルール）の周知です。前期規制改革実施計画に基づき、令和元年度に実施されました無期転換ルールの適用状況につきまして、調査結果等を踏まえ、当ルールが労働者に周知徹底されるよう、制度周知の在り方について検討を実施するものとなっております。

(10) 時間外・休日労働に関する協定等の届出に関する電子申請の推進です。

36協定等の電子申請について、電子申請利用率向上のため、利用者の利便性を高めるべく、システム改築や企業等への周知も含めた方策について検討を実施するものとなっております。

そのほか、このページの以下記載のとおりフォローアップにも取り組んでおります。

以上でございます。

○司会 続きますして、ちょっと飛びますけれども、答申51ページからの医療・介護分野について、大石座長から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○大石座長 医療・介護ワーキング・グループ座長の大石です。よろしくお願いいたします。

医療・介護分野では、持続可能な社会保障制度の基盤整備と健康づくり、高水準の医療サービスの創出の観点から、5つの項目について答申事項をまとめました。以下、概要を御説明します。

まず1つ目、医療・介護関係職のタスクシフトについてです。

高齢化に伴って、医療需要がますます増大する中、それぞれの関係職種がその能力や専門性を最大限に発揮できるようにするために、改革事項を掲げております。

具体的には、特定行為に関わる看護師の研修制度の普及促進や救命救急士の活動場所の拡大、介護現場における介護職員による医療行為や介護職員によるケア行為の円滑的な実施に向けた措置を講ずべきだとしております。

次に2つ目、介護サービスの生産性の向上です。

2025年には約38万人もの介護職の不足が見込まれております。この中で、サービスの質を確保しながら増大する介護需要に対応するためには、介護事業者の活動の生産性を大きく向上させることが不可欠であります。介護事業者の行政対応などに関わる負担の軽減、ICT・ロボット・AI等の導入促進、介護アウトカムを活用した科学的介護の推進、介護事業経営の効率化などの措置を講ずべきだとしております。

3点目が、一般用医薬品、いわゆるスイッチOTCの選択肢の拡大です。

医療機関を受診することなく入手可能なOTC医薬品の提供促進に向けて、現行スキームが整備されてきましたが、これまでの実績は非常に低調であります。スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するための、厚生労働省における部局横断的な体制の構築、経済性の観点も含めたスイッチOTC化の推進策の検討、スイッチOTC化を検討する現行スキームの見直しなどの措置を講ずべきだとしております。

4点目に、医療等分野におけるデータ利活用の促進です。

民間企業も含む多様な主体によるレセプトなどの医療ビッグデータが有意義に利活用されるよう、データを利用する場合の公共性の要件の明確化、クラウド環境での解析基盤の整備などの措置を講ずべきだとしています。

最後に、社会保険診療報酬支払基金に関する見直しです。

支払基金に関しては、今までも規制改革実施計画に基づき進められてきた見直しを実効性のあるものとするべく、令和3年9月から導入を予定されている新システムについて、AI

を活用した企業の充実等について具体化を行うほか、業務及び体制等の継続的な見直し、国民健康保険中央会との審査基準の統一化に関して、必要な措置を講ずべきだとしております。

以上ですが、なお、オンライン診療に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大のときに導入されました特別措置の実証結果を踏まえつつ、引き続きその拡充に向けてフォローアップをしております。

以上が医療・介護分野の答申概要でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、答申66ページからの農林水産分野に関して、佐久間農林水産ワーキング・グループ座長から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○佐久間座長 それでは、農林水産分野の答申につきまして、ワーキング・グループ座長の佐久間から主なポイントについて御説明いたします。

まず、若者の農業参入等に関する課題について、66ページであります。

我が国の農業では、140万人の基幹的農業従事者のうち、7割を占める約100万人、140万人のうちの100万人が65歳以上です。新規就農者を増やさなければ、成長産業化どころか存続すら危ぶまれる状況にあります。

このような状況を踏まえまして、若者をはじめとする新規就農者を増やし、農業の持続可能性を確保するため、49歳以下の新規就農者の中から農地の確保を支援すべき者を特定し、優先的に農地をあっせんするなどの措置を講ずることを求めています。

次に、農業用施設の建設に関わる規制の見直しについて、69ページであります。

現在、2アール未満の農地を農業用施設に使うために転用する際は、農地転用許可が不要となっております。しかしこの2アールという値を見直してほしい、拡大してほしいという声も強く、また、加工・販売まで含めた6次産業化を推進している中、加工・販売施設についてはこの特例の対象となっておりませんので、特例の面積対象範囲の拡大について検討を行い、必要な措置を講ずることといたしました。

次に、スマート農業の普及促進、70ページ目の自動走行トラクターの普及促進です。

一昨年、自動走行トラクターが市場に投入されたところですが、圃場内のトラクターなどの自動走行については、目視による監視が必要とされております。関連する安全性ガイドラインを改訂し、遠隔監視を可能とするなどの見直しを求めています。

次に、農業データの利活用、72ページです。

トラクターの位置情報を活用して、農作業を効率化することが一般的になっておりますが、トラクターのメーカーごとに位置情報を取り込めるソフトが異なり、複数のトラクターを使う場合は位置情報をまとめて活用できません。このようなトラクターの位置情報などについて、メーカーにかかわらずまとめて活用できるよう、まずは農機メーカーに対しAPIの解放を求めるとともに、APIを開放していることを、国や自治体のトラクター導入支

援補助金の要件とすることを求めています。

次に、農産物検査規格の見直し、75ページです。

米などの農産物検査は、食糧管理制度の下、創設され、食糧管理法廃止後も任意の検査として行われてきたものであります。それにもかかわらず、今もなお産地、品種などの食品表示やナラシ交付金などの支給の要件とされており、事実上、その受検が強制されております。

このような義務を撤廃し、農産物検査を受検しなくても食品表示や補助金の受給をできるようにするよう求めています。

また、現行の農産物検査規格には、サンプリングなど検査の方法に無駄が多いことから、農産物検査規格と商慣習について、1年をかけて総点検を行うよう求めています。

次に、改正漁業法の制度運用、80ページです。

平成30年12月に、水産業の成長産業化に向けた約70年ぶりの漁業法の抜本改正が行われ、本年12月に施行予定であります。法改正により、新たに漁業権者に対して漁場を適切かつ有効に活用する責務が課せられることとなりますが、その判断は各都道府県知事により行われることとなります。漁場の適切かつ有効な活用が行われていない場合には、都道府県の担当者が躊躇せず指摘できるよう具体的なチェック項目も提案しながら、詳細なチェックシートの策定を求めるとともに、国による判断基準の明確化を求めました。

次に、水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検、90ページです。

養殖業におきまして、養殖業者と餌問屋等の流通業者の間の不適切な取引を防止するため、取引適正ガイドラインの策定を求めました。

ガイドラインには、養殖業に新規参入をしようとする者に対し、餌問屋が合理的な理由なく取引に応じない、餌問屋が養殖業者に対して他社からの餌の購入を禁止するなど、会議で指摘のあった事例を盛り込んだ上で、全国的に周知徹底するよう求めています。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

次は95ページからのデジタルガバメント分野でございます。デジタルガバメントワーキング・グループの高橋滋座長からお願いいたします。

○高橋滋座長 高橋でございます。

デジタルガバメント分野の答申につきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず、(1) 行政手続コスト20%削減等についてです。

平成29年3月の規制改革推進会議におきまして、営業の許認可、社会保険などの分野において、原則として本年3月までに行政手続コスト、これは事業者の作業時間で計るわけですが、これを20%以上削減するということとなりました。各府省には、約3億2000万時間の行政手続コストについて、20%以上削減を行うよう、取組を進めていただいております。

結果を集計いたしましたところ、分野ごとの削減状況はいずれも20%超でございます、

目標は達成しております。また、電子申告利用率を目標としていた国税、地方税につきましても、目標は達成されております。

20%削減の結果等につきましては、デジタルガバメント分野答申別紙を御参照いただきたいと思います。

20%削減の取組は、原則として本年3月までの3年間の取組でございました。しかしながら5年計画のものもあり、答申に記載のように現在も取組継続中の分野もございます。コロナ危機の対応が喫緊の課題となる中、これまで以上に強力で推進することが求められていると考えます。

アの商業登記等につきましては、令和4年3月までに、イの行政への入札・契約に関する手続につきましては、今年12月までにそれぞれ20%以上削減することとしております。加えて、さらなる削減につながる取組を可能なものから速やかに実施するように求めています。

ウの保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減につきましては、20%削減の目標は達成しておりますが、依然として事業者からは、様式の統一、押印不要化、手続のデジタル化などの要望が強く出されております。令和4年にはデジタルで完結する仕組みが普及するよう、本年中に工程表を作成した上での取組を求めています。

その他、エの個人事業主の事業承継時の手続簡素化、オの地方公共団体における書式・様式の改善につきましては、前会議体の頃より取り組んできた項目でございます。その中で、さらなる取組が必要な部分について、改めて取組を求めています。

次に100ページ、(2)新たな取組についてでございます。

こちらは20%削減に続く取組と、コロナ危機を経てあらわになった課題への対応といった観点から検討をしております。

アの行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しにおきましては、各所に対しまして、コロナ危機への緊急対応として、優先順位の高いものから順次、書面、押印等について必要な見直しを求めています。

また、緊急対応だけではなく、恒久的な制度的対応として、書面、押印等を求める原則として全ての行政手続について年内に必要な検討を行いまして、省令や通達の改正等を行うように求めています。各府省の内部手続、会計、人事等についても同様に見直しを行うものとしております。

次に、イのオンライン利用率の大胆な引上げ、ウの環境整備についてでございます。

行政手続のオンライン化が行われても、実際のオンライン利用率が低い手続が多いというのが現状でございます。各府省には、優先度の高い行政手続についてオンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、PDCAサイクルを確立した取組を行うように求めています。

また、オンライン利用率を引き上げる観点から、規制・制度の見直しや共通となる基盤の整備など、デジタルを利用する上での環境整備も進めることとしております。

最後の地方公共団体のデジタル化につきましては、地方公共団体と事業者との間で行われる行政手続のオンライン化を進めるため、オンライン化に必要なプラットフォームの国による統一的な整備について、各府省と連携しつつ検討を進めることになっております。

その際には、手続の申請項目や書式・様式など、標準化する取組も推進するよう求めております。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

ページは戻りますけれども、32ページからの投資等分野は座長が高橋議長代理でありますので、高橋議長代理にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高橋議長代理 投資等ワーキング・グループでは、イノベーションによって生まれる新しい価値やサービス等を従前の制度の中で無理に整理するのではなく、制度そのものを柔軟かつ最適にするアクションにまで踏み込んで実行することが不可欠である。そういう考え方の下で、様々な分野にわたる検討を行ってまいりました。

32ページの（１）フィンテックによる顧客利便性の向上。

ここでは、金融サービスの提供に関する法律により新たに設けられる金融サービス仲介業者について、参入が阻害されることのないよう、取扱商品範囲を幅広いものとするとともに、供託を求める保証金の額を必要最低限のものとするなど求めました。

35ページ、（２）自動運転の実装に向けた環境整備。

ここでは、自動運転の公道走行試験を促進するため、現行6か月の許可期間の延長が可能であることを明確化するとともに、自動運転システムが開発段階のものであることを前提に、システムが対応できない場合にテストドライバーが必要な操作を求められるものであること。これを明確化すること。また、技術の進展により新たな自動運転車両が実用化された場合には、免許制度の在り方を含め不断に見直しをしていくことなどを求めました。

36ページ、（３）多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて。

ここでは、電動キックボードに関し、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行い、結果を踏まえて、運転者の要件や安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討することなどを求めました。

37ページ、（４）タクシーの利便性向上。

ここでは、地域の交通手段の持続的な確保のため、タクシーの営業区域外運送の柔軟化、自家用有償旅客運送制度を着実に実施すること、タクシー事業者間の連携や変動料金制の導入も視野に入れつつ、アプリ事業者の有する輸送データがサービスの高度化に還元されるよう推進することなどを求めました。

38ページ、（５）電波・通信制度では、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際の比較審査において、周波数の経済的価値の評価額が重点的な評価項目となるよう、所要の措置を講ずることや、全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し、所要の措置を講ず

ることなどを求めました。

39ページ、（6）放送を巡る規制改革では、1、放送コンテンツをインターネットにおいても円滑に流通させるため、同時配信等の権利処理の簡素化、権利者不明の著作物の利用円滑化を講ずべく、次期通常国会での法案成立を目指すこと。

2、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を含め検討すること。

3、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を、資本に関する取扱いを含め幅広く検討することなどを求めました。

続いて46ページ、（7）スタートアップを促す環境整備では、株式型クラウドファンディングで過去1年以内の他の資金調達と合算して、調達額1億円未満、投資家1人当たり投資額50万円以下とされている要件について、発行事業者側の利便性向上の観点から検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずることなどを求めました。

48ページ、（8）老朽化した区分所有物等の再生の円滑化。

ここでは、建替え決議において集会に不参加のものについて、一定の要件、手続の下で分母から除外、5分の4以上の要件の緩和、同要件の任意規定化などの方策も含めて、区分所有法等に基づく建替え決議の在り方について、幅広い関係者を含めた場で検討することなどを求めました。

最後に49ページ、（9）水素スタンドの関連規制の見直しについて。

蓄圧器等の常用圧力の上限値の見直し、敷地境界に設置する障壁の高さの設定方法等、障壁の構造の見直し、水素スタンドの充填容器の上限温度の見直しなどを求めました。

その他、続けて記載のあるとおり、昨年以前に答申した事項について、重要なものをフォローアップ、進捗確認を行いました。

以上のとおりでございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、今から質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手の上、マイクを持った者が届きましたら、所属とお名前をお伝えの上、質問をしていただければと思います。

なお、規制改革の具体の各論については、今日はワーキング・グループの座長がいらっしやいますので、座長のほうに聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

○記者 議長と議長代理の両名にお伺いしたいのですが、改めて今回のコロナウイルスの感染下という中で、急遽押印、対面規制などの議論も確実に進んだのかなと思うのですが、振り返ってみてどのように総括をされていますか。

○小林議長 そもそもなぜ規制改革をするのかということを考えますと、日本国が過去20～30年どんどん比較劣位に陥った原因として、データセントリックというかデータが非常に重要な社会になる中、日本が相変わらずアナログの文化を引き継いできたことがあるわけです。これを変えなければいけないというのは、別にコロナに関係なく前々から議論

してきたことかと思えます。

そういう意味で、デジタル化を促進しなければグローバルに戦っていけない、あるいはデジタルトランスフォーメーションを実行することによって、企業も国家もポートフォリオトランスフォーメーションをやれるのだという文脈で、これは10月に決めたことなのですが、成長戦略の実現、未来を支える人材の育成、人手不足経済への対応、行政サービスの効率化という4つの大いなる目標を掲げて出発しました。しかし今まで非常に時間がかかってきたのも事実で、岩盤に穴を開ける、あるいはその岩を動かすのにどんなに先輩たちが苦勞してきたか。

そのような中新型コロナが発生し、とりわけ医療に関しては、コロナに罹患するおそれがあるということで患者さんたちが病院やクリニックに行きたくない、されど当然診断は受けたいという状況となりました。これが大きなトリガーになり、4月1日に急遽タスクフォースを立ち上げ、4月2日から議論を開始、3日、7日にはほぼ経済対策に織り込んでいただき、9日には初診も含めたオンライン診療、デリバリーも含めたオンライン服薬指導の解禁まで一挙にこぎ着けたわけです。

また、かなりの人たちがコロナの中でも押印のために出社しなければいけないという問題も現実のものとなりました。判子の文化については、4～5年前から、下手をすると10年くらい前から、一体何の意味があるのか、真正性はどこから来るのかという声が多かったわけです。判子には非常に文化に根差した良い部分もちろんあるのですが、今回そういう問題が一挙に俎上に上がってここまで来ました。今、コロナという大変不幸な現実にいるからこそ、我々、委員の皆さんや事務局も含めて、ただで済まない、何かをここで大きく加速させようという思いが非常に強くなったと思います。そのおかげでこの間、各省庁を巻き込んだ大変ホットで深い議論ができ、非常に加速したのではないかと思っております。

○高橋議長代理 私も議長と全く同意見ですけれども、秋から、デジタル化の対応が遅れていることが、非常に日本の成長戦略にとってボトルネックになっているという意識の下で、規制・制度の改革を通じてこのデジタル化を進めようという観点で議論してきたところ。そこにコロナの問題が起きて、いろいろな問題が表面化した。

まさにお話のあったように、診療、教育、判子といったところで表面化しましたので、それまで検討してきたことをベースにして、一挙に議論を進めることができたのではないかと思います。

これからも、恐らくアフターコロナと言われるところでも、デジタル化がさらに加速していくと思いますので、今回加速させたデジタル化に向けた規制改革を取組を、さらにスピードを落とすことなく続けていかななくてはいけないのではないかと改めて強く感じています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 先ほど手を挙げられていた方、お願いします。

○記者 医療・介護関係職のタスクシフトについて、大石座長にお伺いしたいのですけれども、52ページに実施事項が幾つか並んでおりまして、そのうちのg、特定行為研修修了者の配置に対する診療報酬上の評価を含む促進策なのですけれども、その前の51ページには、gについて令和3年度結論・措置というふうにありますけれども、その翌年度の令和4年度の診療報酬改定を待たずに措置をするということでしょうか。

○大石座長 私のほうからお答えいたします。

診療報酬改定を待たずに措置をするということは想定しておりません。ただ、それに向けた議論を進めなくてはいけないと考えております。

要は、研修やいろいろなものを整備したとしても、実質的にその病院がやる気にならない、インセンティブがないとこれは進まないと思いますので、お金をつけるということだけではなくて、例えば施設基準だとかも含めて総合的に検討するべきだと考えております。

○司会 よろしいですか。

○記者 農林水産分野の佐久間座長に伺いたいと思います

答申の75ページの実施事項のcだったと思うのですが、農協法改正の5年後条項の見直しのことを指しているということですが、准組合員の意思を経営に反映させる方策についてということですが、どのような議論があったのかということについて教えていただきたいのと、一つのイメージとしては、これが准組合員に一定の議決権を認めるような農協法改正を行うということをイメージされているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。それでは、座長の佐久間からお答えしたいと思います。

まず、准組合員の問題については、既に法律の中で准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について検討を加え、結論を得るということになってございます。そして、まさに来年4月の改正法5年後見直しを見据えて議論をしていくということでもあります。

ここに書いてあることは、当然ワーキング・グループでの議論を受けたものではありませんけれども、まさにこれにつきましては来期の会議の中で議論を進めていくということでもございまして、今、議決権というお話もありましたけれども、具体的にどういう形で議論をし、方向づけをしていくかというのはこれからの議論ということでもあります。

以上です。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 医療・介護分野のスイッチOTCの拡大について、大石座長にお聞きします。

5月18日に意見書をまとめられたかと思うのですけれども、その当時、厚生労働省とはまだ結構見解の差があるとおっしゃっていました。

今日、答申を拝見させていただくと、現在の評価会議の医療職のメンバーを3分の1にするといった記述がない、一部変わっているのですけれども、答申の内容は厚生労働省とほぼ調整済みといたしますか、合意済みの内容と解釈してよろしいのでしょうか。

○大石座長 私のほうからお答えします。

基本的にはそのとおりでございます。3分の1等の具体的な数値目標等は外してはいるのですけれども、実質的に何を合意したかという、今まで安全性が非常に重視されているというか、基本的には安全性のみに注目した形でスイッチOTCが可かどうかということが議論されてきたのです。

ただ、それだけではなくて、やはり医療経済的にどうかであるとか、国民にとっての利便性がどうかということも併せて議論しなくてはいけないという大本に立ち戻ったときに、3分の1にするかどうかというよりは、今回、答申に盛り込みました評価検討会議とは別のセルフメディケーションの促進に向けた部局横断的な改正をつくるということを検討し、そこで議論をしていくという、要は大本に戻ったときに、別の解決方法を両者合意した形で出してきたと御理解ください。

以上でございます。

○記者 追加でよろしいですか。

今、評価検討会議とは別の組織とおっしゃったのですけれども、これも厚生労働省に新しくつくるという解釈でよろしいのでしょうか。

○大石座長 新しくつくる方向で検討していただくことになっております。

○記者 もう一つ、事務的な話ですみません。

これは事務局にお尋ねしたいのですけれども、規制改革実施計画としての閣議決定の時期の目安といいますか、今月中旬とか下旬とか、そんな目安を教えていただければお願いします。

○司会 まだ決まっていないということです。

○記者 月内ではよろしいですか。

○司会 決まっていないということです。

よろしいでしょうか。

あと1問ぐらい受ける時間はあるかと思えますけれども、よろしいですか。

それでは、以上で第8回規制改革推進会議本会議終了後の記者会見を終了したいと思います。

皆様、お疲れさまでした。